

日本の経済連携協定(EPA)における食料輸出規制の規律
—日豪 EPA 食料供給章の批判的評価—

**Disciplines on food export restrictions in Japan's Economic Partnership Agreements:
A critical assessment of the Food Supply Chapter in the Japan-Australia EPA**

作山 巧(明治大学)

Takumi SAKUYAMA (Meiji University)

本稿では、貿易協定における食料輸出規律の強化に向けた日本の追求が成功したか否かを評価し、それは失敗だったと結論づける。日本の経済連携協定(EPA)における輸出規律は第三国の地域貿易協定(RTA)よりも必ずしも厳格でない。日豪 EPA における食料供給章は、WTO での日本提案や欧州諸国の RTA の類似の規定と比べて「WTO プラス」にはほど遠い。厳格な輸出規律を主張してきた日本の真の目的は、安定的な食料輸入の確保ではなく、輸出国を牽制し、成功裏の批准のために不人気な貿易協定への政治家の支持を得ることである。

キーワード：食料輸出規制、世界貿易機関(WTO)、地域貿易協定(RTA)

1. はじめに

国際貿易協定における食料の輸出規制に関する規律は、2007-08 年の食料価格の高騰を契機に再度注目を集めた。食料輸出国による輸出規制は、食料価格高騰を増幅した一因とされ、国際貿易協定を通じた輸出規制に対する規律強化が叫ばれた。世界貿易機関(WTO)における世界レベルでの貿易交渉が失速し、輸出規制に対する多国間の規律を確立する機会が消失したことを受けて、輸出制限に対する規律強化の代替的な手段として、地域貿易協定(RTA)に強い期待が寄せられている。この点で、食料輸出規制を発動しないとの「食料供給章」を初めて盛り込んだ日本とオーストラリアの経済連携協定(日豪 EPA)は、国際貿易協定を通じた安定的な食料輸入を確保するという、日本の長期的な追求の成功例として称賛する向きもある。

しかし、日豪 EPA をいたずらに賛美するのは時期尚早であろう。食料供給章の意義は、WTO 交渉における日本のこれまでの提案や第三国が締結した RTA における類似の規定と比較しない限り、適切に評価することはできないからである。こうした課題に関する既存の文献は乏しい。日本は食料輸入に大きく依存し、その結果として輸出規制に対する規律強化への関心も高いにもかかわらず、貿易交渉における食料輸出規律を巡る日本の姿勢に関する文献は山下(2013)に限られている。英語の文献も、貿易協定における輸出規定の精査という点では不十分であり、先行研究の大半は WTO に関する規定や交渉を扱っており(例えば Anania, 2013; Cardwell and Kerr, 2014)、RTA に関する研究は緒に就いたばかりである(Gruni, 2013; Korinek and Bartos, 2012)。

以上を踏まえて、本稿は、RTA における輸出規律に関する先行研究の乖離を埋めることによって、貿易協定における食料輸出規制に対する規律強化に向けた日本の追求が成功し

たか否かを評価することを目的とする。そのための方法論は、定型化されたパターンを帰納的に導き出すための比較歴史事例研究である。本稿の構成は以下の通りである。第2節では、WTO協定における食料輸出規制に関する現行の規律と、WTOドーハ・ラウンド交渉における議論を要約する。第3節では、日本や第三国が締結したRTAにおける食料輸出規制に関する「WTOプラス」の規定の現状を概観し、日本の輸出規律は第三国よりも必ずしも厳格でないことを示す¹。第4節では、WTOにおける日本自身の提案や欧州諸国が締結したRTAと比較することによって、日豪EPAの輸出規律はWTOプラスではないことを明らかにする。第5節では、食料輸出規制に対する規律強化への日本の執着と、EPAで実現された弱い規律との乖離の原因を模索する。第6節では結論を示す。

2. WTOにおける輸出規律

WTOにおける輸出規律を検討する際には、輸出規制の定義を明確にする必要がある。輸出規制は、WTOの紛争解決機関のパネル報告書において、「輸出数量を明確に制限し若しくは輸出が許可される状況に対する明確な条件を付与する政府の法律や規則の形式を取った、又は輸出数量を制限する意図を持って製品の輸出に対して政府が賦課する課徴金若しくは税の形式を取った国境措置」と定義される（WTO, 2001, p. 75）。すなわち、輸出規制には、輸出量を制限する「輸出数量制限」と輸出に課税する「輸出税」の両方が含まれる。「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）は、原則として輸出入に対して同様の規律を課しているが、実際にはそうではない。以下では、表1に要約したこうした差異を順次検討する。

表1 WTO協定における輸出入に関する規律の比較

	関税	数量制限
輸入	許容（包括的に譲許・削減）	禁止（限定的な例外）
輸出	許容（限定的な譲許・削減）	禁止（広範な例外）

資料：筆者作成。

GATTでは、輸出入に対する関税は明示的に許容されている。GATT11条1項では、「他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と規定されている（傍点は筆者）。しかし、GATTの下での累次に渡る多角的貿易交渉の結果として、輸入関税は譲許と削減約束の対象とされている。これに対して輸出税は、そうした約束とはほぼ無縁であった。唯一の例外は、中国やロシアといったWTOへの新規加盟国が、加盟議定書において輸出税に対する一定の規律を受け入れた例のみである（Kazeki, 2006）。この点で、輸出入間の関税に関するWTO規律には明確な非対称性が存在する。

関税とは対照的に、輸出入に対する数量制限は、上述のGATT11条1項で明確に禁止さ

¹ 「WTOプラス」の定義は後述する。

れている。しかし、こうした数量制限の一般的な禁止には、11条2項(a)（食料の危機的な不足）、第11条2項(b)（基準の適用に必要な制限等）、20条（一般的例外）、21条（安全保障上の例外）といった多くの例外がある。このうち、食料に最も関連のある規定は11条2項(a)で、「輸出の禁止又は制限で、食料その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの」は、明示的に認められている。この規定は、輸出入間の規律の非対称性を象徴するものとして頻繁に言及される。その理由は、11条2項(C)の下で農産品の輸入制限を許容する例外規定（政府の措置の実施に必要な制限）の効力は、WTO農業協定の4条2項（関税化条項）によって既に停止されたのに対し、11条2項(a)の下での食料の輸出制限の利用には同様の制限がないためである（傍点は筆者）。

ただし、食料に対する輸出制限の発動手続きは、農業協定によって制約されている。具体的には、農業協定12条は、締約国が食料の輸出規制を正当化するためにGATT11条2項(a)の例外条項を適用する場合は、当該国の輸出規制が食料輸入国の食料安全保障に与える影響に配慮しなければならない旨を規定している。また、締約国は、食料に対する新規の輸出規制をWTO農業委員会に通報し、要請があれば影響を受ける締約国と協議しなければならない。また、当該輸出国は、実行可能な限り事前かつ速やかにそのような措置の性質及び期間等の情報を付して書面により通報しなければならない。こうした規律は、先進国と当該食料の純輸出国である開発途上国に適用される（Korinek and Bartos, 2012）。しかし、これらの義務の遵守には問題がある。2007年半ばから2008年半ばにかけて31カ国が食料の輸出規制を発動したのに対し（FAO, 2008）、当該期間に輸出規制措置をWTOに通報したのはキルギス共和国だけだった（WTO, 2013）。

食料の輸出規制に関する規律は、WTOドーハ・ラウンド交渉でも議論されている。日本、スイス、韓国といった食料輸入国は、食料の輸出規制に対する規律強化の主張を先導している（Anania, 2013; Kim, 2010）。例えば、2001年の最初の提案において日本は、輸出入間の権利義務バランスの不均衡の是正や食料輸入国の食料安全保障の確保の観点から、輸出促進措置や輸出規制措置に関する規定や規律を確立すべきと述べた（WTO, 2000）。具体的には、日本は、輸入制限の関税化と同様に、輸出制限の関税への転換とその後の削減を提案した（Kim, 2010）。

更に、日本とスイスは2008年に共同で、食料の輸出制限の発動と協議・通報手続きに関するWTO規律の厳格化を求める非公式提案を配布した（WTO, 2008a）。提案では、締約国は輸出制限の発動前にWTO農業委員会に通報することが義務付けられるだけでなく、輸出規制は他の締約国との協議完了後でなければ発動できず、それには他の締約国が輸出制限の発動に同意するか、関係国が一定の時間内に合意に達することができない場合には拘束力を持つ仲裁で認められることが条件とされている（Anania, 2013）。しかし、2008年のWTO農業交渉議長によるモダリティ合意案の輸出数量制限の規律にはほとんど反映されず、新規の輸出制限に対する12ヶ月の期限が盛り込まれたに過ぎない（WTO, 2008b）。

3. RTAにおける輸出規律

本節では、日本のEPAにおける輸出規律の現状を第三国が締結したRTAと比較する。

主な情報源は、93 の RTA における輸出税と輸出数量制限の規定をレビューした、経済協力開発機構（OECD）のレポートである（Korinek and Bartos, 2012）。しかし、当該 OECD レポートで対象とされた日本の 6 つの EPA（スイス、ベトナム、チリ、インドネシア、メキシコ、タイ）は、重複を避けるために差し引くこととし、これによってサンプル数は 87 に減少する。表 2 は、OECD レポートに含まれる 87 の RTA と日本が締結した 14 の EPA を、輸出規制に関する WTO プラスの規定が含まれているか否かで分類したものである。表 2 では、輸出税に関する WTO の規律を強化するか、WTO で許容される輸出数量制限を禁止する場合に、当該 RTA は「WTO プラス」と分類される（Korinek and Bartos, 2012）。

まず、輸出税に関する規律を概観する。表 2 は、OECD レポートの 87 のうち 63 の RTA が、輸出税に関する WTO 規律を強化する WTO プラスの規定を含んでいることを示している。これら 63 の RTA は、①新規の輸出税のみを禁止した 11 の RTA（すなわち現状維持条項）と、②輸出税を包括的に禁止した残り 52 の RTA に二分することができる。しかし、輸出税の包括的な禁止を適用する際には、多くの RTA は「状況の例外」（再輸出の恐れ等）や「品目特定の例外」（例えばコーヒーや木材製品等）のような、GATT11 条や 20 条に基づく輸出数量制限の例外を超える追加的な例外を含んでいる。このため、輸出税の包括的な禁止を課した後者の 52 の RTA は更に、①状況の例外と品目特定の例外の両方を含む 43 の RTA、②品目特定の例外のみを含む 4 つの RTA、③状況の例外のみを含む 5 つの RTA に、三分することができる²。

表 2 輸出規律に関する RTA と EPA の分類

	規律の厳格さ	OECD レポートの RTA	日本の EPA
輸出税	WTO プラス	63 (72%)	7 (50%)
	その他	24 (28%)	7 (50%)
輸出数量制限	WTO プラス	15 (17%)	0 (0%)
	その他	72 (83%)	14 (100%)
合計		87 (100%)	14 (100%)

資料：Korinek and Bartos（2012）を基に筆者作成。

日本の 14 の EPA では、輸出税に関する規律の厳格さはまちまちである。14 のうち 7 つの EPA は、輸出税に関する WTO プラス規定を含んでおり、このうち 6 つの EPA（シンガポール、メキシコ、チリ、スイス、ペルー、オーストラリア）は、輸出税の包括的な禁止を課しているのに対し、1 つの EPA（ブルネイ）は新規の輸出税のみを禁止している。残りの 7 つの EPA は、「WTO イコール」とみなされ、このうち 1 つの EPA（フィリピン）は、輸出税の撤廃に向けた「最善の努力」を規定しているのに対し、他の 6 つの EPA は輸出規制に関する規定は一切ない。輸出税の包括的な禁止を義務づけた前者の 7 の EPA には GATT11 条が組み込まれておらず、「食料の危機的な不足」の下での輸出税が許可されないという点で意味がある。しかし、これらの EPA には GATT20 条に規定された「一般的例外」の全ての条項が組み込まれ、締結国はこれらの条件が満たされれば輸出税を自由に課すこ

² 本文の数値には誤りがあるため、これらの数値は Korinek and Bartos（2012, p.52）の付表 3 から引用した。

とができることから、こうした輸出税に関する規律は、実はそれほど厳格なものではない。

輸出数量制限に関する規律については、OECD レポートの対象とされた 87 のうち 15 の RTA が、輸出数量制限に関する WTO プラスの規定を含む。これら 15 の RTA は、①例外の利用に条件を課した 3 つの RTA と、②許容される例外を GATT よりも減らした 12 の RTA に分けられる。後者の類型の中では、欧州諸国が締結した RTA が、食料に関する輸出数量制限に対して最も厳格な規律を課している。具体的には、欧州自由貿易地域 (EFTA)³ の設立条約とイスラエル・チリとの RTA、欧州連合 (EU) の設立条約と南アフリカとの RTA、中欧自由貿易協定 (CEFTA)⁴ は、「不足時の例外」の規定を完全に削除している (Korinek and Bartos, 2012)。

これとは対照的に、輸出数量制限に関する WTO プラスの規定を含む日本の EPA は一つもない。日本の EPA は共通して、WTO 協定下の義務と整合的でない輸出入に関する非関税措置を禁止しており、そうした規定は、GATT11 条、20 条、21 条に基づく輸出数量制限を明示的に容認している (傍点は筆者)。確かに、7 つの EPA (シンガポール、タイ、ブルネイ、ASEAN、ベトナム、インド、オーストラリア) には、WTO 協定の下で許容される輸出制限の透明性を高める条項が含まれている。更に 3 の EPA では、「エネルギー及び鉱物資源」(インドネシア、オーストラリア) や「エネルギー」(ブルネイ) のように、天然資源の安定的輸入のための独立した章が設けられている。それでもなお、これらの義務は、輸出制限の発動手続きを対象としただけで、その利用を禁止したものではないため、どの EPA も WTO プラスとは言えない。

4. 日豪 EPA における輸出規律

2015 年に発効した日豪 EPA は、一見すると食料輸出規制の規律強化に向けた長年の追求の金字塔のようにも見える。日豪 EPA は初めて「食料供給章」を創設し、「基礎的食料」に対して GATT11 条 2 項 (a) に基づく輸出制限を発動しないとする「最善の努力」条項を 7 章 3 条 2 項 (a) に設け、その付属書 4 で基礎的食料として、食肉、乳製品、小麦、大麦、砂糖を含む 14 品目を指定した。しかし、日豪 EPA における輸出規制規律の厳格さは、WTO 交渉における日本の過去の提案や第三国が締結した RTA における類似の規定を踏まえて判断されなければならない。本節では、こうした課題を順次検討する。

結論から言えば、日豪 EPA の輸出規律は総体としてほとんど価値がない。表 3 に要約したように、それは多くの点で日本の WTO への共同提案 (WTO, 2008a) よりもはるかに弱い。第 1 に発動条件は、共同提案に比べて日豪 EPA ではより緩やかである。つまり、前者では、輸出制限の発動は必要な場合に厳格に限定することが法的な義務 (原文は shall) なのに対して、後者では、輸出制限の発動に対する限定は単なる努力義務 (原文は shall seek to) に過ぎない。第 2 に通報の時期は、共同提案では発動の前なのに対し、日豪 EPA では発動の後でも良い。更に、後者の文言は WTO 農業協定 12 条と全く同一で、該当する「基

³ その締結国はアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスである (Korinek and Bartos, 2012, p. 40)。

⁴ その締結国はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、セルビア、コソボである (Korinek and Bartos, 2012, p. 40)。

礎的食料」の純輸出国であるオーストラリアは、既に農業協定の下で輸出数量制限の通報を義務付けられていることから、日豪 EPA に付加価値は全くない。第 3 に協議は、共同提案では発動国の義務なのに対して、日豪 EPA では他の締約国からの要請に応じて妥当な機会を提供すれば良いだけで、輸出国の負担はるかに軽い。第 4 に仲裁条項は、共同提案には含まれているのに対し、日豪 EPA にはそうした規定は存在しない。

表 3 輸出制限に関する規律の比較

	日本の WTO への共同提案	日豪 EPA の 7.3 条
条件	新規の輸出の禁止又は制限は加盟国にとって必要な程度に厳格に限定される・・・(2 項 (a))	当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること (2 項 (a))。
通報	加盟国は、輸出の禁止又は制限を新設するに先立ち、農業に関する委員会に対し、事前かつ速やかに書面により通知するものとする。(2 項 (c))	当該禁止又は制限を採用するに先立ち、実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、・・・書面により通報すること (2 項 (b))。
協議	加盟国は、輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国と当該措置に関する事項について協議する。(2 項 (c))	他方の締約国の要請に基づき、・・・協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること (2 項 (c))。
仲裁	仮に協議がその開始から[60]日以内に解決に失敗した場合は、専門家から成る常設委員会が当該措置に関して拘束力のある判断を下す (2 項 (c))。	

資料：WTO (2008a) 及び外務省 (2014) を基に筆者作成 (傍点は筆者)。

注：日本の共同提案の日本語訳は筆者による。

更に、日豪 EPA の輸出規律の弱さは、欧州諸国が締結した RTA における類似の条項と対比することで更に明確になる。前節で概説したように、EU や EFTA の RTA では、南アフリカやチリのような開発途上国と締結したものであっても、GATT11 条 2 項 (a) の「危機的不足条項」が完全に削除されている。これに対して日豪 EPA は、GATT11 条 2 項 (a) に基づく「危機的不足条項」を維持しているだけでなく、通報・協議・仲裁の面で意味のある規律を課していない。要するに、日豪 EPA の食料供給章は、WTO における日本提案や欧州諸国が締結した RTA における類似の規定と比べて厳格さに欠け、WTO プラスとはほど遠い。つまり食料供給章は、貿易交渉における食料輸出規制の規律強化という日本の追求の成功例ではなく後退例である。

5. 日本の EPA における輸出規律が弱い理由

貿易交渉における食料輸出規制に関する規律強化への長年の固執と、日豪 EPA 含む日本の EPA で実現した弱い規定との乖離はパラドックスに他ならない。なぜこうした差異が生じたのか、というのは自然な疑問であろう。本節では、GATT/WTO や EPA の交渉における食料輸出規制の規律に対する日本の姿勢の変遷を検証することによって、考えられる理

由を特定する。

第1の材料は、GATT ウルグアイ・ラウンドの際に、農業協定に12条が盛り込まれた経緯である。日本は1987年の交渉開始時にそうした条項を提案していたものの、それを真剣に追求したのは1993年の交渉妥結の際であった。日本の国会議員は当時、米の関税化は免除されたものの、ウルグアイ・ラウンド合意案に盛り込まれた米のミニマム・アクセス輸入義務に依然として抵抗していた。このため、農業政策に影響力を持つ有力な農林族議員は、食料輸入国にとっての人為的なメリットを作り出すことによって、国会での成功裏の批准を確保できるように、不人気なウルグアイ・ラウンド合意を国内の政治家に納得させるべく、12条を追加するよう農林水産省に要求した(山下, 2013)。1994年のウルグアイ・ラウンド協定の国会審議において、当時の外務大臣は、12条がGATTの食料輸出規律を大幅に強化し、輸出入国間の利害のバランスを確保するものだと強調した(国立国会図書館, 2015)。

第2の材料は、WTO ドーハ・ラウンド交渉における食料輸出規制の規律に対する日本の姿勢の変遷である。上述のように、2000年の最初の提案で日本は、輸出入国間の権利義務バランスの不均衡の是正を強調し、輸出制限の関税への転換とその後の削減を提案した(WTO, 2000)。しかし、日本国内の利害関係者にとっての最も重要な防御面での関心事として、2003年に「上限関税」と「重要品目の関税割当数量(TRQ)の拡大」が浮上すると、日本は輸出規律に固執しなくなった。食料輸出規制が再度関心を集めた2008年まで、日本は輸出規律について沈黙を守っていた。

第3の材料は、食料輸出規制の規律を巡る日本のEPA交渉での行動である。農林水産省は、2004年の「みどりのアジアEPA戦略」において、「輸出規制、輸出税といった阻害要因の除去等に努め、食料輸入の安定化・多元化を図る」と宣言した(農林水産省, 2004)。しかし、この表明は十分に行動に移されなかった。2005年以降に交渉が開始された8つのEPAの中で、輸出税に関して意味のあるWTOプラスの規定を持つのは4つ(ブルネイ、スイス、ペルー、オーストラリア)に過ぎず、輸出数量制限に関しては上述の通りゼロである。にもかかわらず、日本政府はオーストラリアとの交渉が妥結した途端に、日豪EPAの食料供給章を成果として喧伝した。

食料供給章は、日豪EPAの成功裏の批准に確実に寄与した。2014年の国会審議では、維新の党や次世代の党といった野党議員も、日本にとって有利な成果としてそれを歓迎した(国立国会図書館, 2015)。これに応じて農林水産大臣と外務大臣も、食料の安定供給を確保するための前例のない成果だと述べ自画自賛した。これによって日豪EPAは、日本側が牛肉関税の大幅な削減を受諾したにもかかわらず、与党だけでなく日本共産党と社会民主党を除く大半の野党の賛成を得て衆参両院で承認された(衆議院, 2014; 参議院, 2014)。

以上の叙述から、貿易交渉における食料輸出規制の規律に関する日本の戦略には、次の3段階から成る定型化されたパターンを見いだすことができる。すなわち、①交渉の開始時には、輸出規制に関する厳格な規律を提案し、②交渉の途中では、市場アクセス分野での防御的な関心事に集中し、③交渉の終了後には、貿易協定における輸出規律を成果として国内の利害関係者にアピールする。このため、これまでの貿易交渉における食料輸出規制の規律強化に向けた日本の追求は、真に安定的な食料輸入の確保という動機に基づいたものではない。日本の真の目標は、①交渉の開始時には、新たな義務を提案することによ

って、大幅な関税削減を要求する食料輸出国を牽制する、②交渉の終了後には、協定の人為的なメリットを提示することによって、成功裏の批准に向けて不人気な貿易協定を政治家に納得させること、の2点にある。

6. 結論

本稿では、貿易交渉における食料輸出規制の規律強化に向けた日本の追求は失敗に終わったと結論づけた。第3節では、日本のEPAにおける輸出税や輸出数量制限の規律は、第三国が締結したRTAと比べて必ずしも厳格でないことを明らかにした。第4節では、日豪EPAにおける食料供給章は、WTOにおける日本の共同提案や欧州諸国が締結したRTAにおける類似の規定に比べて厳格さに欠け、WTOプラスからはほど遠いことを示した。第5節では、失敗の原因は、日本の建前と本音の乖離に起因することを示した。つまり、貿易交渉で厳格な規律を主張してきた日本の真の目標は、巷間言われている安定的な輸入確保のためではなく、交渉の開始時に大幅な関税削減を主張する食料輸出国を牽制し、交渉後に国会での成功裏の批准に向けて不人気な貿易協定を政治家に納得させるためなのである。

引用文献

- Anania, G. (2013) *Agricultural Export Restrictions and the WTO: What Options do Policy-Makers Have for Promoting Food Security?*, Issue Paper 50, International Centre for Trade and Sustainable Development.
- Cardwell, R. and Kerr, W. A (2014) Can Export Restrictions be Disciplined through the World Trade Organisation?, *World Economy*, 37(8): 1186-1196.
- FAO (2008) *Crop Prospects and Food Situation*, No. 5, December 2008.
- Gruni, G. (2013) Going from One Extreme to the Other: Food Security and Export Restrictions in the EU-CARIFORUM Economic Partnership Agreement, *European Law Journal*, 19(6): 864-883.
- 参議院 (2014) 「本会議投票結果」
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/vote/187/187-1107-v001.htm>.
- 衆議院 (2014) 「法律案等審査経過概要」
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_iinkai.nsf/html/gianrireki/187_187_joyaku_1.htm.
- Kazeki, J. (2006) Export Duties, in OECD, *Looking Beyond Tariffs: The Role of Non-Tariff Barriers in World Trade*, OECD Publishing, 177-199.
- Kim, J. (2010) Recent Trends in Export Restrictions, *OECD Trade Policy Working Papers*, No. 101, OECD Publishing.
- Korinek, J. and Bartos, J. (2012) Multilateralising Regionalism: Disciplines on Export Restrictions in Regional Trade Agreements, *OECD Trade Policy Working Papers*, No. 139, OECD Publishing.
- 農林水産省 (2004) 「農林水産分野におけるアジア諸国とのEPA推進について (みどりのアジアEPA推進戦略)」.
- 外務省 (2014) *Agreement between Japan and Australia for an Economic Partnership*,
<http://www.mofa.go.jp/files/000044322.pdf>.

国立国会図書館 (2015) 「国会議事録検索システム」 <http://kokkai.ndl.go.jp/>.

WTO (2000) *Negotiating Proposal by Japan on WTO Agricultural Negotiations*, G/AG/NG/W/91, 21 December 2000.

WTO (2001) *United States – Measures Treating Exports Restraints as Subsidies: Report of the Panel*, WT/DS194/R, 29 June 2001.

WTO (2008a) *Proposal on Export Prohibitions and Restrictions: Communication from Japan and Switzerland*, JOB(08)34, 30 April 2008.

WTO (2008b) *Revised Draft Modalities for Agriculture*, TN/AG/W/4/Rev.4, 6 December 2008.

WTO (2013) *Export Prohibitions and Restrictions: Background Paper by the Secretariat*, TN/AG/S/28, 20 March 2013.

山下一仁 (2013) 「食料の輸出数量制限に対する規制の有効性」『経済産業研究所ディスカッション・ペーパー』 13-J-006.